

## 損害賠償規定

### 第1条

〇〇株式会社（以下、会社と記載）と会社に勤務している乗務員は、第2条以下の規定の通り、乗務員が勤務中のトラブルにより欠品、破損、誤配、あるいは交通事故を発生した場合、発生した費用（＝損害負担費用）についての会社並びに乗務員の負担割合について取り決めするものとする

### 第2条

費用発生の原因が、乗務員の故意または重過失である場合は、乗務員が全額を負担するものとする

### 第3条

費用発生の原因が乗務員の軽度な過失または通常の注意管理業務を果たした上でのものである場合、費用負担の割合は（乗務員：会社）＝（6：4）とする

（例）¥20,000の費用が発生した場合

乗務員負担が¥20,000の60%で¥12,000、会社負担が¥20,000の40%で¥8,000とする

特別事項として以下のような場合は、乗務員が全額負担することとする

パターン1：軽度の過失であっても2回以上同じミスを繰り返した場合

パターン2：会社が定める事故、トラブル発生時の報告書の提出がなかった場合、会社からの口頭での事情確認の際に協力姿勢がなかった場合

乗務員が支払う損害負担費用は、上限20万円までとする。それ以上については、会社負担とするが、乗務員に対してのペナルティーは別途科すこととする。無事故手当のカット、あるいは給与の10%カット6ヶ月分など

### 第4条

会社は、損害賠償請求が発生しないよう、また発生する場合でも、極力小額となるよう努力するものとする

### 第5条

損害賠償の原因が、乗務員の故意または重過失であるか、あるいは軽度な過失であるか、あるいは通常の注意管理義務を果たしたものであるかは、事故、トラブル発生先の関係者様並びに乗務員からの慎重な状況調査、並びに事情聴取に基づいて会社がこれを決定する